武蔵野市立学校学区に関する規則

- 第1条 この規則は、武蔵野市立学校に就学する児童及び生徒の就学の区域(以下「学区」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規則において学区とは、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5 条第2項の規定により特定の学校に就学することを指定される児童及び生徒の住所 に存する区域をいう。
- 第3条 小学校の学区は、別表第1の通りとする。
- 2 中学校の学区は、別表第2の通りとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び 第3項に規定する特別支援学級の学区は、武蔵野市立学校特別支援学級等に関する規 則(平成29年3月武蔵野市教育委員会規則第2号)第4条に定めるところによる。
- 第4条 学区内に住所を有する児童及び生徒は、当該学区により就学しなければならない。
- 第5条 在学中武蔵野市内で当該学区外に住所を変更したときは、その保護者は直ちに 転校の手続をとらなければならない。
- 第6条 前2条の規定によらず児童及び生徒を就学させようとする保護者は、武蔵野市 教育委員会(以下「委員会」という。)に就学学校指定変更申請書(第1号様式)を 提出し、その承認を得なければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による申請に対する決定の内容について、当該就学学校の学校長に就学学校の指定の変更について(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 委員会は、第1項の規定による申請を承認したとき又は承認しないときは、申請者 に就学学校指定変更決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 第7条 就学学校の指定の変更に関しては、相当の理由のあるものを除き原則としてこれを認めない。
- 第8条 委員会は、小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の学区を編成する にあたり、必要と認めるときは、武蔵野市学区編成審議会(以下「審議会」という。) を置くことができる。
- 2 審議会は、委員会の求めに応じ、小中学校の学区の編成に関する事項について総合的に検討し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 第9条 審議会は、次に掲げる委員で組織し、委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 小中学校の校長を代表する者
 - (3) 小中学校の保護者を代表する者
 - (4) 武蔵野市内の地域団体を代表する者
 - (5) 教育部長
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要と認める者
- 第10条 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、 再任を妨げない。
- 第11条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 第12条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を 聴くことができる。
- 4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。
- 第13条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も、同様とする。
- 第14条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償 に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、委員 会が市長と協議して別に定める。
- 第15条 審議会の庶務は、教育部教育支援課において処理する。
- 第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

別表第1

武蔵野市立小学校学区

	四個名中至7.101日
学区	区域
第一小学校学区	吉祥寺本町1丁目1~11番、吉祥寺本町2丁目1~20番、24~34番、吉祥寺
另 小子似子区	本町4丁目全域、中町3丁目全域
第二小学校学区	境1丁目全域、境2丁目1~21番、境3丁目全域、境4丁目1~15番、関前
另一个子权子区 	5丁目全域
第三小学校学区	吉祥寺南町1~5丁目全域
	吉祥寺東町1丁目1~6番、吉祥寺東町2丁目1~21番、吉祥寺北町1.2丁目
第四小学校学区	全域、吉祥寺北町3丁目1~4番、10番1~12号、47~79号、11~14番、15
	番 1 ~ 3 号、20~34号
第五小学校学区	西久保1~3丁目全域、関前3丁目2~5番
 大野田小学校学区	吉祥寺北町3丁目5~9番、10番13~46号、15番4~19号、16.17番、吉祥寺
八到田小子仅子区	北町4.5丁目全域、緑町1丁目全域、緑町2丁目1~3番、緑町3丁目全域
境南小学校学区	境南町1~5丁目全域
 本宿小学校学区	吉祥寺東町1丁目7~25番、吉祥寺東町2丁目22~45番、吉祥寺東町3.4丁目
平111小子仪子区	全域、吉祥寺本町1丁目12~38番
千川小学校学区	緑町2丁目4~6番、八幡町1~4丁目全域
 井之頭小学校学区	吉祥寺本町2丁目21~23.35番、吉祥寺本町3丁目全域、中町1.2丁目全域、
开心與小子似子 <u></u>	御殿山1.2丁目全域
関前南小学校学区	関前1.2丁目全域、関前3丁目1番、6~41番、関前4丁目全域
桜野小学校学区	境2丁目22~27番、境4丁目16番、境5丁目全域、桜堤1~3丁目全域

別表第2

武蔵野市立中学校学区

学区	区域
第一中学校学区	第一小学校学区、井之頭小学校学区
第二中学校学区	境南小学校学区のうち境南町3~5丁目全域、桜野小学校学区
	第三小学校学区、第四小学校学区のうち吉祥寺東町1丁目1~6番、吉祥寺
第三中学校学区	東町2丁目1~21番、吉祥寺北町1丁目1~14番、吉祥寺北町2丁目1~6
	番、本宿小学校学区
	第四小学校学区のうち吉祥寺北町1丁目15~31番、吉祥寺北町2丁目7~21
第四中学校学区	番、吉祥寺北町3丁目1~4番、10番1~12号、47~49号、11~14番、15番
	$1 \sim 3$ 号、 $20 \sim 34$ 号、大野田小学校学区、千川小学校学区
第五中学校学区	第五小学校学区、関前南小学校学区
第六中学校学区	第二小学校学区、境南小学校学区のうち境南町1~2丁目全域

武蔵野市学区編成審議会 委員名簿

区分	氏名	所属等					
学識経験者	葉養 正明	文教大学教育学部教授					
学識経験者	丹間 康仁	帝京大学教育学部講師					
市立小学校長	赤羽 幸子	市立小学校長会					
市立中学校長	菅野 由紀子	市立中学校長会					
保護者	井本 嘉子	PTA連絡協議会(小学校)					
保護者	河本 睦	PTA連絡協議会(中学校)					
市内団体	本郷 伸一	青少年問題協議会 地区委員会					
行政	福島 文昭	教育部長					

事務局

教育支援課長	牛込 秀明
教育支援課 学務係長	曽我 宣之
教育支援課 学務係	原澤 由紀子
教育支援課 学務係	渡邉 陽子
教育企画課長	大杉 洋

武蔵野市学区編成審議会の運営について(案)

1 会議を公開することについて

審議会は原則として公開します。ただし、審議会委員の合意により非公開とすることができます。

2 傍聴要領について

傍聴のルールは別紙(「武蔵野市学区編成審議会傍聴要領」)のとおりです。

3 会議要録について

会議要録を作成し、市のホームページに掲載します。

(掲載内容…日時、場所、出席者、議事、発言者(委員名は非公開)、発言内容)

4 会議の時間について

会議の時間については、原則として2時間以内とします。ただし、委員の合意を得て、 延長することができます。

5 会議の連絡について

事務局から委員の皆様への連絡手段は、原則としてメールとし、メールに添付できない資料をお送りする場合や、至急の場合にのみ電話・ファックス・郵送・交換便等を使用します。

なお、皆様から事務局へご連絡をいただく場合は、メールに限定するものではありません。

武蔵野市学区編成審議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市学区編成審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に 関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は原則として20 人とする。

(傍聴の手続)

第3条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会が、職務執行上支障があると認める者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。 ただし、特に審議会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、審議会の会議を非公開とする審議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、審議会の委員長等はこれを制止し、 その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

30 武 教 支 第 148 号 平成 30 年 7 月 25 日

武蔵野市学区編成審議会会長 殿

武蔵野市教育委員会 教育長 竹 内 道 則

武蔵野市立学校学区変更に関する検討について

武蔵野市立学校学区に関する規則第8条第2項の規定により、下記に掲げる事項についてご検討のうえ、答申いただきたく、理由を添えてお諮りします。

記

1 検討事項

(1) 桜野小学区に関する学区変更について

平成 32(2020)年度中に大規模集合住宅の建設が計画されている桜野小学区に関する 学区変更

(2) 児童生徒の大幅な増加が見込まれる学校の学区変更について

人口推計により児童生徒数の大幅な増加が見込まれ、教室等の不足が想定される学区 に関する学区変更

2 理由

近年、武蔵野市の児童生徒数が増加傾向にあります。今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、武蔵野市学区編成審議会においては、市立学校で学区のすべての児童生徒を受け入れ、適切な学習指導環境を確保できるようご検討くださいますようお諮りします。

武蔵野市学区編成審議会 検討スケジュール

7月25日 第1回審議会(教育委員会からの検討依頼、桜野小学区に関する審議)

8月23日 第2回審議会(桜野小学区に関する審議)

9月 保護者・市民・関係団体への周知説明

9月7日 教育委員会定例会(進捗について報告)

9月10日 市議会文教委員会(進捗について行政報告)

10月 中旬 第3回審議会(桜野小学区に関する答申決定、その他の学区に関する審

議)

11月 7日 教育委員会定例会(桜野小学区に関する答申を受けての方針決定)

11月 以降 審議会(その他の学区に関する審議)

過去 15 年間における児童生徒数の推移

※網掛け部分:児童生徒数が最多となる年度。

※H29~H30の下段は、H28に実施した児童生徒数推計。

年度	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
第一小	411	376	343	352	364	360	363	373	386	388	384	397	394	413 408	421 397
———— 第二小	465	484	501	479	490	441	444	444	407	417	415	397	407	395	407 420
 第三小	407	432	422	457	438	469	494	473	491	478	452	450	435	411	440
第四小	401	402	414	424	388	383	355	352	345	339	359	364	368	406 353	390 373
第五小	351	342	339	329	333	343	337	349	365	363	383	401	422	350 426	356 432
														438 750	451 757
大野田小	663	665	691	702	689	701	694	692	651	639	665	694	738	757 525	795 516
境南小 ————	606	584	570	551	520	507	484	471	486	481	496	515	511	538	535
本宿小	298	296	302	281	272	247	242	252	248	267	282	318	339	350 358	375 380
千川小	317	352	384	388	394	375	362	342	305	299	281	284	297	306 308	307 314
井之頭小	372	339	344	335	336	306	297	316	314	341	361	399	430	451 465	495 525
関前南小	331	340	345	315	308	285	278	267	260	263	266	280	274	263 270	291 289
桜野小	381	388	389	420	454	501	568	573	656	754	800	828	862	909 913	924 934
小学校 合計	5003	5000	5044	5033	4986	4918	4918	4904	4914	5029	5144	5327	5477	5573 5622	5738 5786
第一中	323	331	302	295	254	269	297	310	318	312	331	323	302	294 312	272 316
第二中	265	269	274	293	259	290	281	299	285	299	316	334	356	368 361	395 385
第三中	344	337	315	319	327	338	358	359	342	343	299	331	326	329 340	301 324
第四中	464	462	440	440	437	414	395	366	394	413	390	380	369	404 396	407 383
第五中	277	263	255	236	236	249	254	240	228	207	230	228	245	244 256	237 272
第六中	278	256	253	278	276	267	239	254	248	244	231	197	198	202 179	207 195
中学校 合計	1951	1918	1839	1861	1789	1827	1824	1828	1815	1818	1797	1793	1796	1841 1845	1819 1875
総計	6954	6918	6883	6894	6775	6745	6742	6732	6729	6847	6941	7120	7273	7414 7467	7557 7661

※特別支援学級の児童生徒数は除く。

[○]第一小・第五小・大野田小・本宿小・井之頭小・桜野小・第二中については、増加傾向で推移してきた。

[○]その他の学校については、平成26年度前後から増加傾向に転じている。

今後 15 年間の児童生徒数の推計 (平成 28 年度実施推計)

※網掛け部分:校舎内の改修をしなければ、教室数の不足が見込まれる年度。 ※H31~H35の下段は、平成30年7月時点の当該年齢の人口に、各校の過去5年間の平均入 学率を乗じて算出した参考値。

年度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	Н37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
1 /2	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第一小	451 426	469 454	496 476	511 502	543 536	589	596	606	592	596	569	537	505	482	463
第二小	430 408	419 395	438 410	438 417	450 441	451	450	461	460	459	460	457	451	447	446
第三小	368 414	365 412	367 430	357 426	374 421	389	409	423	434	451	455	455	454	455	457
第四小	367 389	353 374	385 402	400 422	420 441	432	438	458	453	456	457	456	451	450	451
第五小	485 460	490 470	529 502	528 501	536 529	556	558	553	536	540	525	504	482	464	451
大野田小	808 741	835 736	880 730	880 727	913 716	942	977	970	938	914	868	810	751	696	651
境南小	577 546	574 554	581 576	631 597	653 627	679	685	703	712	688	678	659	635	612	590
本宿小	403 391	418 403	421 401	428 410	441 410	456	474	476	483	490	481	467	450	434	423
千川小	315 292	329 296	340 297	334 290	333 296	340	331	324	301	295	277	258	241	227	215
井之頭小	555 513	625 548	679 572	756 619	796 624	833	873	871	867	843	823	793	759	728	704
関前南小	329 335	329 337	337 351	362 372	370 388	371	360	365	362	346	333	318	300	284	272
桜野小	970 946	982 961	999 968	993 966	982 932	975	928	900	844	796	722	649	580	519	475
小学校 合計	6059 5862	6188 5940	6453 6112	6618 6250	6812 6360	7014	7079	7110	6982	6876	6648	6362	6057	5799	5599
第一中	375 280	395 285	418 300	420 294	460 305	486	534	579	634	672	692	709	715	701	668
第二中	406 410	431 421	435 417	444 425	455 445	465	549	485	493	478	493	494	477	454	422
第三中	314 312	319 301	317 309	330 308	320 303	327	315	328	332	346	357	378	402	409	406
第四中	380 422	389 449	413 463	428 473	439 452	444	436	455	497	514	524	508	509	493	467
第五中	271 223	262 218	273 252	290 268	303 280	313	348	350	373	349	361	354	369	361	345
第六中	186 204	209 211	193 211	195 216	181 202	187	191	198	200	201	205	208	207	208	204
中学校 合計	1933 1852	2005 1885	2049 1951	2108 1985	2158 1987	2222	2319	2395	2529	2560	2633	2651	2679	2626	2512
総計	7992 7713	8193 7824	8502 8064	8726 8235	8970 8347	9236	9398	9505	9511	9436	9281	9013	8736	8425	8111

※特別支援学級の児童生徒数は除く。

(推計の端数処理により合計値と内訳が一致しない場合があります)

[○]小学校については、平成37年度前後でピークを迎え、その後、減少傾向になると推計されている。 ○中学校については、平成42年度前後でピークを迎え、その後、減少傾向になると推計されている。

平成30年度 市立小中学校の学級数

- ※小学校1年~2年は35人学級、小学校3年~中学校3年は40人学級。
- ※カッコ内は児童生徒数
- ※網掛け部分:児童数最多となる学年。
- ※学校の規模については、学校教育法施行規則で標準的な学級数が定められており、小学校 $12\sim18$ 学級(1学年 $2\sim3$ 学級)、中学校 $12\sim18$ 学級(1学年 $4\sim6$ 学級)と規定されている。

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
第一小	3 (75)	3 (77)	2 (60)	2 (75)	2 (63)	2 (71)	14 (421)
第二小	3 (71)	2 (49)	2 (76)	2 (63)	2 (78)	2 (70)	13 (407)
第三小	3 (78)	2 (68)	2 (74)	2 (63)	2 (71)	2 (86)	13 (440)
第四小	3 (79)	2 (58)	2 (57)	2 (47)	2 (80)	3 (52)	14 (373)
第五小	2 (67)	3 (83)	2 (80)	2 (70)	2 (77)	2 (55)	13 (432)
大野田	4 (118)	4 (120)	4 (138)	4 (128)	4 (133)	3 (120)	23 (757)
境南小	3 (90)	3 (90)	3 (88)	3 (82)	3 (89)	2 (77)	17 (516)
本宿小	2 (71)	2 (60)	2 (62)	2 (67)	2 (65)	2 (50)	12 (375)
千川小	2 (42)	2 (43)	2 (55)	2 (58)	2 (47)	2 (62)	12 (307)
井之頭	3 (99)	3 (92)	2 (71)	3 (83)	2 (76)	2 (74)	15 (495)
関前南	2 (68)	2 (51)	2 (41)	2 (51)	2 (53)	1 (27)	11 (291)
桜野小	5 (147)	6 (178)	4 (153)	4 (154)	4 (146)	4 (146)	27 (924)
合計	35 (1005)	34 (969)	29 (955)	30 (941)	29 (978)	27 (890)	184 (5738)
中学校	1年	2年	3年				合計
第一中	3 (92)	3 (91)	3 (89)				9 (272)
第二中	4 (145)	4 (130)	3 (120)				11 (395)
第三中	3 (90)	3 (100)	3 (111)				9 (301)
第四中	4 (134)	4 (133)	4 (140)				12 (407)
第五中	2 (62)	3 (94)	2 (81)				7 (237)
第六中	2 (67)	2 (69)	2 (71)				6 (207)
合計	18 (590)	19 (617)	17 (612)				54 (1819)

※特別支援学級の児童生徒数は除く。

- 〇小学校については、大野田小・桜野小の学級数が多くなっている。その他の学校の学級数は $11\sim17$ (1 学年 $2\sim3$ 学級) となっている。
- 〇中学校については、第二中と第四中の学級数が多くなっている。その他の学校の学級数は $6\sim9$ (1学年 $2\sim3$ 学級) となっている。

学区編成の歴史

昭和 32 年入居の緑町公団住宅と昭和 34 年入居の桜堤公団住宅により、小学校建設の必要性が高まった。前者は千川小学校への学区変更、後者は桜堤小学校の新設により対応した。中学校については、開校時を除いて学区変更はしていない。

学校名	開校年など
第一小	明治44年に開校。
第二小	明治44年に開校。
第三小	昭和5年に第一小学校の学区変更により436名の転入学者を受け入れて開校。翌年学区変更でさらに107名を受け入れる。
第四小	昭和16年に第一小学校の学区変更により690名が転入学して開校。
第五小	昭和 21 年に 788 名で開校。
大野田小	昭和24年に都営住宅ができて児童数の増加が見込まれたことから、第一小学校・ 第四小学校からの学区変更により643名が転入学して昭和26年に開校。 昭和28年に第五小学校からの学区変更により、緑町の一部の児童154名を受け入れた。 昭和43年に大野田小学校の学区の一部を千川小学校に変更し、約400人が転校。 平成17年に新校舎完成。平成30年4月に校舎増築。 平成32(2020)年度から学区の一部(緑町1丁目4~8番)を千川小学校に変更する。
境南小	昭和 26 年に第二小学校の学区変更により、543 名が転入学して開校。
本宿小	昭和27年に第三小学校の学区変更により、394名が転入学して開校。
千川小	昭和 29 年に第五小学校の学区変更により、307 名が転入学して開校。 平成7年に現校舎完成。
井之頭小	昭和30年に第一小学校の学区変更により、1043名が転入学して開校。
関前南小	昭和46年に第五小学校の学区変更により、329名が転入学して開校。
境北小	昭和30年に第二小学校の学区変更により、534名が転入学して開校。
桜堤小	境北小学校が飽和状態になり、昭和41年に学区編成審議会を設置して、境北小からの学区変更の審議を経て、同年に621名で開校。 昭和43年に桜堤1・2丁目の一部を境北小から学区変更。
桜野小	境北小学校と桜堤小学校の児童数の減少を踏まえて、 平成4年に学校適正配置等検 計委員会を設置して検討。平成8年に開校。 平成22年9月北校舎増築。平成27年2月 西校舎増築。
第一中	昭和22年に市全域を学区に542名で開校。
第二中	昭和24年に第一中学校からの学区変更により、117名が転入学し開校。
第三中	昭和26年に第一中学校からの学区変更により、182名が転入学し開校。
第四中	昭和 28 年に第一中学校からの学区変更により、133 名が転入学し開校。
第五中	昭和36年に第一・第四中学校からの学区変更により、255名が転入学し開校。
第六中	昭和46年に第二中学校からの学区変更により、138名が転入学し開校。
L	

学区に関連する地域団体について

名称	活動内容									
青少年問題協議会 地区委員会	少年問題協議会のもと、									
地域福祉活動推進 協議会(地域社協 、福祉の会)	ばお互いに助け合えるよ 在、市内 13 の地域で「していこう」という思いている。 〇相談や見守り活動 〇高齢の方・乳幼児親子 〇各種講演会やイベント 〇災害時要援護者対策事 名称 南町福祉の会 境南地域社協 千川地域社協 東部福祉の会	業(災害時の安否確認訓練)の支援活動 エリア 吉祥寺南町全域 西久保全域 境南町全域 八幡町、緑町2丁目の一部 吉祥寺東町全域、本町1丁目の一部								
	関前福祉の会 桜野地域社協	関前全域 桜堤全域、境5丁目 吉祥寺北町1・2丁目、3丁目の一部、東								
	四小地区福祉の会 境福祉の会	町の一部 境1~4丁目								
	大野田福祉の会	吉祥寺北町3丁目の一部、4・5丁目、緑町1・3丁目、2丁目の一部								
	御殿山福祉の会	御殿山1丁目								
	吉西福祉の会	吉祥寺本町1丁目の一部、2~4丁目								
	中央福祉の会	中町全域、御殿山2丁目								

本市では、学校(市立小・中学校 18 校及び都立高校 2 校)の 校舎及び体育館等を災害発生時の避難所としている。現在、避難所運営組織を担う市民が中心となった自主防災組織が 13 団体ある。

- ○地域住民への災害に関する情報伝達、広報公聴活動
- ○避難者の誘導及び救助・救出の協力
- ○一時集合場所・避難所の開設及び運営
- ○被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援
- ○被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力
- ○一時集合場所・避難所における訓練等の実施

自主防災組織 (避難所運営組織)

名称	活動地域
境南地域防災懇談会	境南町全域
大野田地域防災の会	大野田小学校区内
一小地域防災ネットワーク	吉祥寺本町2丁目・4丁目
吉祥寺南町防災ネットワーク	吉祥寺南町全域
東部防災会	吉祥寺東町全域・吉祥寺本町1丁目
関前防災会	関前全域
m I bl. l-Nr-L-/// A	吉祥寺北町1~3丁目・吉祥寺東町1~
四小地域防災会	2丁目
千川地域防災会	千川小学校区域
武蔵境自主防災会	第二小学区域(第六中学校区域含む)
一中地域防災会	中町2~3丁目
井之頭小学校避難所運営協議会	井之頭小学校学区域
桜野地域防災ネットワーク	境5丁目、桜堤1~3丁目
第五小学校避難所運営協議会	西久保1~3丁目

市内 16 のコミュニティ協議会は、コミュニティセンターの運営や地域のコミュニティづくりを担う、地域住民による団体。コミュニティセンターでは、コミュニティ協議会が企画・運営するコミュニティづくりの活動が、各地域の特徴を生かしながら行われている。

文化祭、パソコン学習会、音楽会、親子ひろば、健康クラブ、フリーマーケット、餅つき大会、防災訓練、囲碁大会、卓球大会、七夕まつり、コミセンまつり、映画会、健康講座、ロビーギャラリー展示会など

コミュニティ センター (コミュニティ 協議会)

名称	コミュニティ区域
吉祥寺東	吉祥寺東町1~4丁目
本宿	同上の他、吉祥寺南町5丁目・吉祥寺本町1-37、38
吉祥寺南町	吉祥寺南町1~5丁目
御殿山	御殿山1丁目・吉祥寺南町1丁目
本町	吉祥寺本町1~4丁目
吉祥寺西	吉祥寺本町2~4丁目
吉祥寺北	吉祥寺北町1~2丁目・3丁目東側
けやき	吉祥寺北町4~5丁目・3丁目西側
中央	中町1~3丁目・御殿山2丁目
西久保	西久保1~3丁目
緑町	緑町1~3丁目
八幡町	八幡町1~4丁目
関前	関前1~5丁目
西部	境1~5丁目・桜堤1~3丁目
境南	境南町1~5丁目
桜堤	桜堤1~3丁目

学区に関するこれまでの対応

1 学区変更

(1)目的

児童数の増加を見据えて、学区のすべての児童を受け入れる教室数を確保するという 公立学校としての責務を果たすため、下記のとおり学区変更を行うこととする。

(2)変更内容

- ①緑町1丁目4~8番を大野田小学区から千川小学区に変更する。
- ②平成32年度の新入学者・転入学者から適用する。ただし、平成31年度以前の新入学者・転入学者も希望がある場合は、千川小学校への入学を認める。
- ③入学時に兄姉が大野田小学校に在籍している、または、兄姉が大野田小学校を卒業している場合は、大野田小学校への入学を認める。



2 市立小・中学校の指定校変更における距離要件の廃止

(1)目的

市立小・中学校全学区において、教育委員会が指定する学校より通学距離が短いことを理由とする指定校変更を廃止することにより、児童・生徒数をできる限り正確に予測して必要な教室等の学習指導環境を着実に整備するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支える環境づくりを進めます。

(2)変更内容

- ① 通学距離が短いことを理由とする指定校変更を廃止する。
- ② 兄姉の卒業校であることを理由とする指定校変更を廃止する。(新入学の時点で就学児童生徒の兄姉が在学している場合のみ変更を認める。)
- ③ 小学校は平成32年度、中学校は平成35年度の新入学者・転入学者から適用する。
- ④ すでに指定校変更により就学している児童生徒については、通学に支障のない限り 対象外とする。

※大野田小学校については平成29年4月から、第一小・第五小・井之頭小については 平成31年4月から適用する。

桜野小学区における大規模集合住宅の建設計画

1 開発事業の名称

(仮称) 武蔵野市境二丁目計画

2 開発区域の場所

住居表示 境2丁目22番

3 開発区域面積

9,340.05 平方メートル、(建築敷地面積 8,779.59 平方メートル)

4 建築階数/高さ/住戸数

地上7階 地下1階 /高さ23メートル /住戸数130戸

5 これまでの経過と今後の予定

平成29年12月 事業計画届出

平成29年12月~ まちづくり条例・建築基準法の手続き

平成30年10月~ 広告・販売開始予定(変更可能性あり)

平成30年11月~ 平成32年6月 予定工事期間

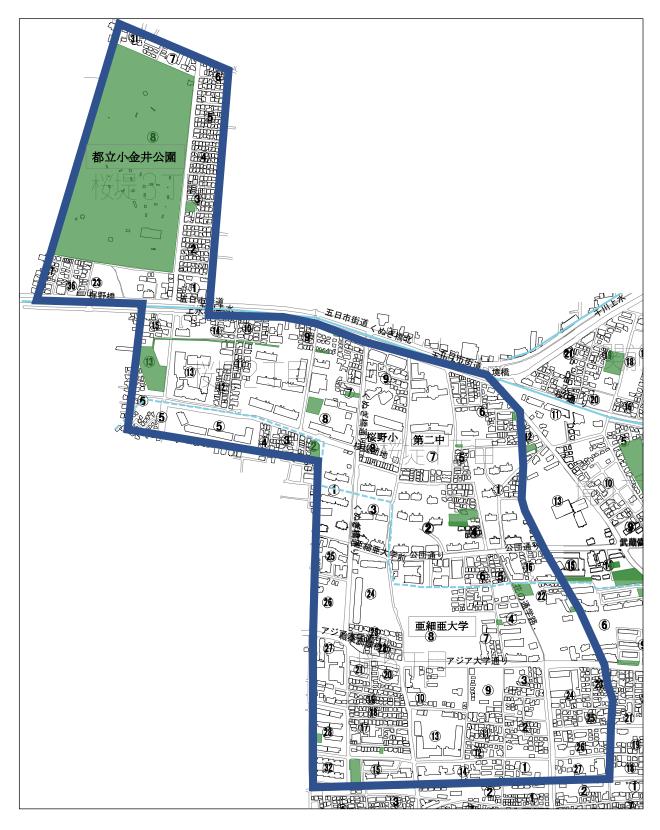
広域図 拡大図



大規模集合住宅:境二丁目開発計画 建設予定地

桜野小学校の学区域について

1 桜野小学校 学区地図



2 桜野小学校 児童数推計

※網掛け部分:校舎改修しなければ教室数の不足が見込まれる。

	Н31	Н32	Н33	H34	Н35	Н36	Н37	Н38	Н39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
児童数 推計	970	982	999	993	982	975	928	900	844	796	722	649	580	519	475

3 これまでの桜野小学校における児童増加対策の取り組み

(1) 校舎の増築

- ①北校舎の増築 <平成22年8月建設>
 - ・鉄筋コンクリート造2階建て
 - · 建築面積:約868 m²、延床面積:約1,438 m²
- ②西校舎の増築 <平成27年1月建設>
 - ・鉄骨造3階建て
 - ・建築面積:約511 m²、延床面積:約1,128 m²

(2) 校舎内の改修

- ・本校舎の児童会室、教材室、生活科室、ホール、PTA室、ランチルームについて、普通教室への改修や移転等を行った
- ・平成29年度には、通級棟のこぶし学級ミニランチルーム・プレイルーム・音楽図工室、西校舎の第二音楽室・廊下・配膳室を改修して、学童クラブ面積の拡充及び習熟度別教室2教室の確保等を図った

(3) 第2校庭の使用

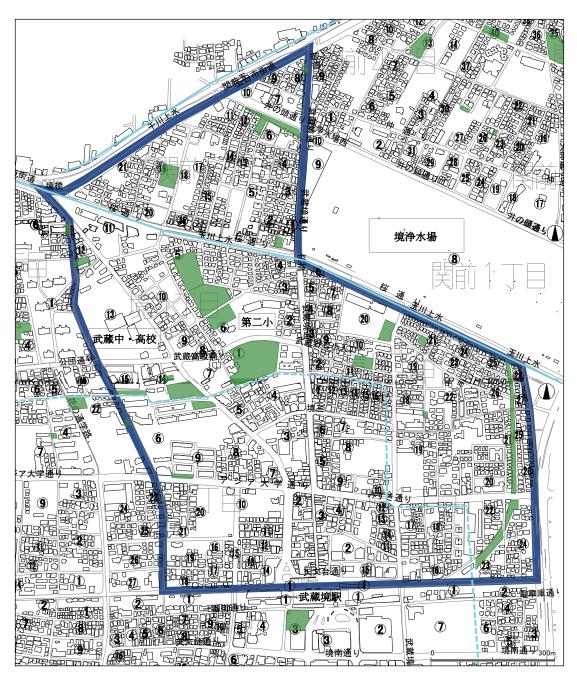
・桜野小学校の校庭は、「児童一人当たりの校庭の面積」は約7㎡であり、市立 小学校中最下位となっている

(参考) 千川小学校 約 12 m²/人 ※平成 23 年度までは千川小が最下位 第二小学校 約 13 m²/人 ※隣接学区

- ・平成26年度以降、隣接地にある旧桜堤小学校(廃止校)の校庭を第2校庭と して使用している(第2校庭への移動には、市道の横断が必要となっている)
- ・桜野小学校の学校運営の中で、体育の授業・休み時間などで、第2校庭を使用 している

第二小学校の学区域について

1 第二小学校 学区地図



2 第二小学校 児童数推計

	Н31	H32	Н33	H34	Н35	Н36	Н37	Н38	Н39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
児童数 推計	430	419	438	438	450	451	450	461	460	459	460	457	451	447	446